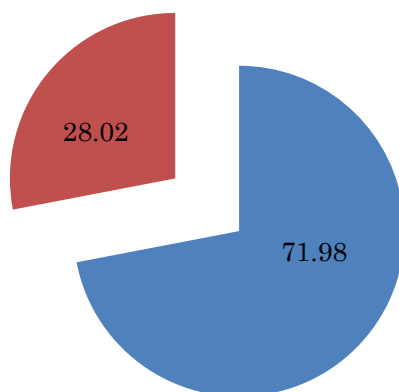


改正労働者派遣法に基づく情報公開について

改正労働者派遣法（平成 24 年 10 月 1 日改正 法第 23 条第 5 項）に基づき、「派遣労働者数」、「派遣先数」、「マージン率」、「教育訓練移管する事項」、「派遣料金の平均額」、「派遣労働者の賃金平均額」等の情報を公開いたします。

項 目	内 容
派遣労働者の数	8 名
派遣先の数	2 社
マージン率	28.02%
教育訓練に関する事項	貿易実務、情報セキュリティー対策、 ビジネスマナー等（派遣労働者の費用 負担：無し）
派遣料金の平均額	17,770 円/日（8 時間）
派遣労働者賃金の平均額	12,790 円/日（8 時間）
その他（福利厚生など）	各種社会保険加入（雇用主負担 5 0%）、有給休暇、定期健康診断等

労働者派遣事業におけるマージン率



- 派遣料金のうち派遣スタッフの賃金が 71.98%となっています。
- マージン率は 28.02%となっています。
- マージンの内訳
 - 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険などの保険料(雇用主負担 50%)
 - 派遣労働者が取得する有給休暇
 - 募集広告費
 - 事業運営に関わる労働者の人件費、事務所家賃、光熱費、電話・メール・切手等の通信費、交通費などの活動費
 - 営業利益

以上